

(F)			
所有権の移転等を受ける者の世帯員の農作業従事及び雇用労働力の状況			
農業従事者			雇用労働力 (年間延日数)
主たる従事者		人	人日
その他の従事者	主として従事する者	人	
	従としてに従事する者	人	

(記載注意)

- (1) (A) 欄から(F) 欄のいずれかについて、営農計画書等で報告している場合は、直近のそれらを添付することで不足項目分のみの記載にかえることができる。
- (2) (A) 欄は、同一公告に係る促進計画書中に複数の権利設定等がある場合には、それぞれを合算して面積を記載する。なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地、開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地の別にその面積を記載する。
- (3) (B) 欄の基準面積とは、『公益社団法人新潟県農林公社特例事業規程』に定められた面積をいう。
- (4) (C) 欄の「賃借権の設定等を受ける者の主たる経営作目」欄に該当する作目が無い場合は、「その他」に「養豚」、「養鶏」、「酪農」、「肉用牛」、「施設園芸」等を記載する。
- (5) (C) 欄の「農業」欄には、その経営体の農業(関連事業等を含む。以下「農業」という。)の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記以外の事業」欄に記載する。また「1年前」から「3年前」の各欄には、その経営体の決算が確定している事業年度の売上高の促進計画の公告前3事業年度分をそれぞれ記載し(実績がない場合には「-」)、「初年度」から「3年目」の各欄には、権利設定等を受ける農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載する。
- (6) (F) 欄の「主たる従事者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね150日以上(自家農業労働日数が年間おおむね150日に達する者がいない場合は、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事する者)を、「その他の従事者」とは、主たる従事者以外でその農作業に従事する者をいう。